

第4回共通到達度確認試験

令和5年1月8日実施

刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

【刑法一部改正について】

刑法の問題は、現在施行されている法令に基づいて出題されています。

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)のうち、拘禁刑の創設および執行猶予制度の改正に関する部分は未だ施行されていません。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

行為時の判例の示す解釈に従えば処罰されない行為について、行為後に判例を変更して処罰することは、憲法 39 条の禁止する遡及処罰にはあたらない。

問題 2

A の発言に激昂した X が、A をだまらせようと、A の口を左手でふさぎ、さらに A の顔面にクッションを押しつけたところ、この暴行と A が有していた重篤な心臓疾患があいまって心臓発作を惹き起こし、これにより A が死亡した場合、X も A のかかりつけ医や家族も、A の心臓疾患について認識していなかったときは、暴行と致死の結果との間の因果関係を肯定する余地はない。

問題 3

結果的加重犯が成立するためには、加重結果について、現に認識予見していることは不要だが、予見可能性は必要である。

問題 4

覚醒剤輸入罪（覚醒剤取締法 41 条 1 項）と麻薬輸入罪（麻薬及び向精神薬取締法 64 条 1 項）の法定刑が同一である場合において、X が、麻薬である粉末を覚醒剤と誤認して日本国内に持ち込んだときは、客観的に実現している麻薬輸入罪が成立する。

問題 5

緊急避難行為は、「危難を避けるため、やむを得ずにした行為」でなければならないが、やむを得ずにした行為というためには、当該避難行為の他に取るべき手段がなかったことまでは要求されない。

問題 6

X は、不倫関係にあった A から「一緒に死のう」と迫られた。ちょうど A のことを煩わしく思っていた X は、これを利用して A のみを死亡させようと考え、心中の意思がないにもかかわらず、A の提案に乗るふりをし、毒薬を用意するなど積極的に心中の準備を行い、心中の当日も現場に赴いて、「君がちゃんと死ねたのを確認したら、僕もすぐに後を追うよ」などと虚言を弄した。X を熱愛していた A は、X が追死してくれるものと信じて、死ぬことを決意し、自ら毒薬を嚥下し、よって死亡した。この場合、X には自殺関与罪（刑法 202 条）ではなく、殺人罪（刑法 199 条）が成立する。

問題 7

X と Y が、ダンプカーで市街を走行していたところ、人気のない歩道を 1 人で歩く A を見つけた。X らは、離れた場所にある空き地まで A を連れて行き、その場所において強いて性交を行うことを計画した。X は、車から降りて、突然 A を背後から抱きすくめて助手席まで連行し、必死に抵抗する A を、Y と共に車内へと引きずり込み、車を発進させて、5 km 先の空き地まで移動したうえで、車内で A に強いて性交を行った。この場合、X らが A をダンプカーに引きずり込もうとした時点で A に傷害を負わせたとしても、その時点においては強姦行為の着手があったと認めることはできないため、強姦等致傷罪（刑法 181 条 2 項）は成立しない。

問題 8

現住建造物への放火の実行に着手した犯人が、急に怖くなって翻意し、火を消し止めてもらうために、近隣住民に「火事だ」と叫んで走り去った場合、実際に近隣住民が消火して、放火未遂にとどまったとしても、中止犯は成立しない。

問題 9

X は、Y らとともに住居に侵入して強盗に及ぶことを共謀したが、Y が住居に侵入した後強盗に着手する前に、見張り役の Z が住居内に侵入していた Y に電話で「犯行をやめた方がよい、先に帰る」と一方的に伝え、外で待機していた X は格別それ以後の犯行を防止する措置を講ずることなく、待機していた現場から Z と共に離脱した場合、着手前の離脱として当初の共謀は解消されたといえるので、X はそれ以降の Y の強盗について共同正犯の責任を負わない。

問題 10

村の収入役である X が、自己の保管する村所有の現金 1000 万円を、非占有者である Y とともに横領した場合、X と Y には業務上横領罪の共同正犯が成立し、物の占有者たる身分を有しない Y については通常横領罪の刑が科される。

問題 11

X と A は、B（2 歳）の共同親権者であるが、離婚を前提として別居中であり、B は A の下で養育されているところ、X は、B が通園している保育園近くの路上において、B を迎えに来た祖母 C の隙を衝いて、B の両脇に手を差し入れて抱きかかえて X の自動車に B を乗せてその場を走り去った場合、X は B の親権者の一人であるため、X に未成年者略取罪が成立する余地はない。

問題 12

法人は自然人とは異なり、名誉感情を有しないため、法人を被害者とする侮辱罪が成立する余地はない。

問題 13

所有者が公園のベンチに置き忘れた物を不法に領得する行為が客観的に窃盗罪にあたるか遺失物等横領罪にあたるかは、領得行為の時点で所有者が当該物に対する占有を保持し続けていたか否かによる。

問題 14

1 項詐欺罪の客体は他人の所有する財物であるから、所有者が自己の所有物を、その賃借人をだまして期限前に返還させても、同罪は成立しない。

問題 15

定価 1 万円のバッグを極めて高価なブランド品だと偽り、これを特別に安価で販売するとだまして、高級ブランド品の入手を目的としていた買主から代金 1 万円を受領した場合、買主は 1 万円を支払い 1 万円のバッグを取得していて財産的損害がないから、詐欺既遂罪は成立しないが、人を欺く行為は実行されているので、詐欺未遂罪として処断される。

問題 16

不法に占有移転して取得した財物を被害者から取り戻されそうになったので、これを防ぐ目的で暴行を加えたという場合、当初の占有移転行為が窃盗罪にあたる場合は事後強盗罪になりうるのに対して、当初の占有移転行為が詐欺罪にあたる場合は、事後強盗罪が成立する余地はないとしても、財物の返還を免れたことを理由とする 2 項強盗罪にはなりうる。

問題 17

X は、自宅の郵便箱に誤って配達された隣人 A 宛のハガキに印字されていたクーポンを勝手に切り離して使用した。横領罪（刑法 252 条 1 項）の成立には、委託信任関係が前提となるため、X には、占有離脱物横領罪（刑法 254 条）が成立するとどまる。

問題 18

金融機関において融資業務を担当する X が、任務に違背して十分な担保をとらず、図利加害目的をもって、資力の不十分な A に対する融資を行った場合、債務の履行期において A が返済できなかった時点で財産上の損害が発生して背任罪は既遂となり、その時点までは未遂にとどまる。

問題 19

犯罪の嫌疑を受けて捜査中の者であれば、実際に罪を犯したか否かが不明であっても、犯人蔵匿罪の客体である「罪を犯した者」（刑法 103 条）に含まれる。

問題 20

市役所に勤務する公務員 X が、出入りの業者 Y から、取引先選定について X が Y に有利な取扱いをしたことに対する謝礼の趣旨で、賄賂として高額の現金を受け取った場合、X と Y とは収賄罪の共同正犯となる。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題に解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

つぎの【事例】に対する【決定要旨】の理解として、正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例】

被告人 X, Y, Z は、共謀のうえ、午後 11 時 50 分頃から翌午前 2 時頃までの間、公園の駐車場において、被害者 A に対し、多数回にわたり、その顔面、腹部等を手拳で殴打するなどの暴行を加え、さらに、午前 3 時頃から午前 3 時 45 分頃までの間、被告人 X の居室であるマンション内において、A の頭部、顔面等を手拳で殴打するなどの暴行を加えた。A は隙をみて、マンション居室から靴下履きのまま逃走したが、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約 10 分後、被告人らによる追跡から逃れるため、マンションから約 800m 離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。

【決定要旨】

【事例】においては、被害者 A が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者 A は、被告人 X らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人 X らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人 X らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者 A が高速道路に進入して死亡したのは、被告人 X らの暴行に起因するものと評価することができるから、被告人 X らの暴行と被害者 A の死亡との間の因果関係を肯定した原判決は、正当として是認することができる。

1. 【決定要旨】は、行為の危険性が結果に現実化した場合に因果関係を肯定する枠組みによらなければ説明できないものである。
2. 【決定要旨】は、仮に X らの暴行が短時間のもので、態様もそれほど執ようとはいえない場合でも、因果関係が肯定される旨を述べている。
3. 【決定要旨】は、A をれき過した自動車の運転手に過失運転致死罪が成立することを前提に、被告人らの暴行と A の死亡との間の因果関係を肯定した判断である。
4. 【決定要旨】は、行為の危険性が結果に現実化した場合に因果関係を肯定する枠組みと矛盾しない。
5. 【決定要旨】は、A が高速道路に進入した行為が危険であることを理由として因果関係を肯定している。

問題 22

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 盗品の有償譲受けにあたる行為をした際に、盗品であるかもしれないと思いながら、あえてこれを買受ける意思であったという場合には、買受けた物が盗品であることを確信していたとはいえないから、盗品等有償譲受け罪の故意は認められない。
- イ. A に恨みをもって、A を殺そうと思った X が、A ほか B, C が参加するパーティーで提供されるシャンパンのボトルに毒を入れた結果、A, B, C がこれを飲んで体調不良を起こした場合、A に対する殺人未遂罪のみが成立し、B, C に対する殺人未遂罪が成立することはない。
- ウ. X が殺意をもって A の首を絞め、ぐったりした A を見た X が、A は死亡したものと誤信し、付近の海岸の砂浜に A を遺棄したところ、A はまだ生きており、砂末を吸引して死亡したという場合、砂浜への遺棄行為が死体遺棄の故意で行われていることから、殺人既遂罪が成立することはない。
- エ. 保険金を得る目的で、A に薬物をかがせて気絶させて自動車に乗せ、そのまま近くの海岸まで運び自動車ごと海に落として事故死に見せかけて死させるという計画を立てた X が、これにしたがって A に薬物をかがせたところ、X の予想に反して、薬物をかがせたことにより、この段階で A が死亡したとしても、そのことによって殺人の故意は否定されない。
- オ. わいせつ物頒布罪（刑法 175 条）の故意の成立にとっては、ある文書に関して、問題となる記載の存在の認識とこれを頒布することの認識は必要であるが、このような記載のある文書が刑法 175 条所定のわいせつ性を具備することの認識は不要である。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 23

つぎの【事例 1】～【事例 3】における X の罪責に関する記述につき、正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例 1】

X がある取引の交渉のために A と押し問答をしていたところ、A が突然 X の左手の中指および薬指をつかんで逆にねじあげたので、X は痛さのあまりこれをふりほどこうとして右手で A の胸の辺を 1 回強く突き飛ばした。X に突き飛ばされたことで、バランスを崩した A は仰向けに倒れて、その後頭部をたまたま付近に駐車していた A の自動車の車体（リアバンパー）に打ち付け、よって治療 45 日間を要する頭部打撲傷の傷害を負った。

【事例 2】

X が駐車をめぐるトラブルで A と口論になっていたところ、A が突然「お前、殴りたいのか」と言って手拳を前に突き出し、足を蹴り上げる動作をしながら、X に近づいて来た。X は、年齢も若く体格にも優れた A から本当に殴られるかもしれないと思って怖くなったが、ふと自車の中に菜切包丁があることを思い出し、とっさに、これを取り出し、右手で腰のあたりに構えたうえ、約 3 メートル離れて対峙している A に対し「殴れるなら殴ってみい」と言い、これに動じず X に近づいて来た A に対し、さらに「切られたいんか」と申し向けた。

【事例 3】

X は、A から繰り返し身に覚えのない因縁を付けられて立腹していたところ、A から電話で呼び出された。X は、呼出しに応じて現場に赴けば凶器による暴行を受けることを十分に予期し、また呼出しに応じる必要はなく、警察への通報も容易であったが、包丁を持って現場に出向いた。その後、X を見つけた A がハンマーを持って X の方に駆け寄って来たが、X は、包丁を示すなどの威嚇的行動を取ることもなく、歩いて A に近づき、ハンマーで殴りかかってきた A の攻撃を防ぎながら、包丁を取り出し、A の左側胸部を包丁で 1 回強く突き刺し、A を死亡させた。

1. 【事例 1】においては、X の反撃行為により、回避しようとした結果より大きな侵害結果が生じているから、正当防衛が認められることはない。
2. 【事例 2】においては、素手で殴打する動作や足蹴りの動作を示したにすぎない A に対し、X は包丁を用いて脅迫に及んでいるため、正当防衛が認められることはない。
3. 【事例 2】においては、たとえ X が、「切られたいんか」と言った時点で憤激していたとしても、それを理由にして直ちに防衛の意思が否定されることはない。
4. 【事例 3】においては、A が先に因縁をつけてきたうえに、ハンマーで殴りかかってきているため、急迫不正の侵害は否定されないが、防衛行為の相当性を欠くため、過剰防衛が成立する。
5. 【事例 1】と【事例 3】は、正当防衛および過剰防衛の成否に関して、同じ帰結となる。

問題 24

共同正犯に関するつぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. それぞれ自動車を運転し、高速度で連なって走行していた X と Y は、互いに、相手が交差点において赤色信号を殊更に見放す意思であることを認識しながら、相手の運転行為にも触発され、速度を競うように高速度のまま交差点を通過する意図の下に赤色信号を殊更に見放す意思を強め合い、時速 100km を上回る高速度で一体となって自己の自動車を交差点に進入させたが、Y 車のみが A 車と衝突して A を死亡させた場合には、X と Y には危険運転致死罪の共同正犯は成立しない。
- イ. A の子である X は、A が現代医学では治らない病状であり、A を治療できるのは自己の所属する宗教団体の代表 Y だけであると考えて、A の生命維持のために痰の除去等の医療措置を続ける必要があるため退院は無理であるとの医師の指示に従わず、入院中の A を病院に無断で連れ出して、Y に治療を依頼したところ、Y は、必要な医療措置を講じなければ A が死ぬ危険性を認識しつつ A をそのまま放置し、1 日後に A が死亡した場合において、Y に不作為の殺人罪が成立するときには、X との間では保護責任者遺棄致死罪の限度で共同正犯が成立する。
- ウ. X が、かねてより敵対関係にある A に対して暴行を加えて顔面に傷害を負わせた後、Y に電話で事情を話して、更に傷害を加えることについて共謀を遂げ、現場に到着した Y と共に A を殴りつけて、その腹部に傷害を負わせた場合には、X と Y には A の腹部の傷害のみならず、A の顔面の傷害についても傷害罪の共同正犯が成立する。
- エ. X は、特殊詐欺グループの一員であるが、A に電話を掛けて虚偽の事実を述べ、現金 100 万円を送付するよう申し向け、それに従って A が現金 100 万円を送付した後に、知人のつてを介して Y に連絡を取り、詐欺の事実を告げたいと送付された現金を配送業者から受け取るように依頼したところ、Y がこれに応じて現金 100 万円を配送業者から受け取った場合には、X と Y には詐欺罪の共同正犯が成立する。
- オ. X は、かねてより敵対関係にある A の家に殴り込みをかけて A 宅を破壊しようと考え、電動のこぎりを持って A 宅に乗り込み、大きな柱を電動のこぎりでも切断していたところ、この騒ぎを聞きつけた Y が、X に一方的に加勢しようと考え、X には見えないように A 宅の裏側から侵入して巨大な斧で A 宅の柱を打ち壊し、最終的に A 宅が全壊した場合には、X と Y には建造物損壊罪の共同正犯が成立する。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

〔参照条文〕 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
(危険運転致死傷)

第 2 条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は 15 年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は 1 年以上の有期懲役に処する。

一～六 (略)

七 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に見放し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

問題 25

罪数に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. Xは、AおよびBを殺害するため、Aらが現に住居として使用し、かつ、Aらが現にいる家屋の1階玄関部分にガソリンを散布したうえ、ライターで火を放ち、よって、上記家屋を焼損するとともに、家屋内においてAおよびBをそれぞれ焼死させた。この場合、Xには1個の現住建造物等放火罪と2個の殺人罪が成立するが、これらの罪は観念的競合（刑法54条1項前段）の関係にあるから、全体が科刑上一罪として処断される。
2. Xは、宗教法人Aの責任役員として占有するA所有の不動産に、自己の個人的な借金の担保として、ほしいままにBを債権者とする債権額4000万円の抵当権を設定し、その旨の登記を了した。その後、Xは、さらにほしいままにCに対し上記不動産を売却し、その旨の登記を了した。この場合、XにはBを債権者とする抵当権を上記不動産に設定した時点で横領罪が成立するため、Cに上記不動産を売却した行為に重ねて横領罪が成立することはない。
3. Xは、A方に侵入して、睡眠中のA、BおよびCを順次殺害した。この場合、3個の殺人罪と1個の住居侵入罪とはそれぞれ牽連犯（刑法54条1項後段）の関係にあるから、全体が科刑上一罪として処断される。
4. Xは、Aが保管する米俵9俵を窃取しようと考え、短時間のうちに、Aの倉庫と自宅の間を3回往復し、3俵ずつ合計9俵の米俵を窃取した。この場合、Xの窃盗行為は同一場所、同一機会になされたものであり、かつ米俵の窃取というまったく同種の動作によりなされたものであるから、1個の窃盗罪のみが成立する。
5. Xは、Aから金員を得ようと考え、Aを自己の自動車内に連れ込んで長時間監禁し（監禁）、監禁のための暴行等により畏怖しているAをさらに脅迫して現金を交付させた（恐喝）。この場合、恐喝の手段として監禁が行われた事実があっても、Aに対する監禁罪と恐喝罪とは牽連犯ではなく、併合罪の関係にある。

問題 26

住居侵入罪（刑法 130 条前段）の成否をめぐる【見解】に関するつぎの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

【見解】

- I. 住居権者以外の者の立ち入りを認めるか否かにつき、複数の住居権者の意思が対立する場合には、そのうちの 1 人の同意さえあればもはや住居侵入罪は成立しない。
 - II. 住居権者以外の者の立ち入りを認めるか否かにつき、複数の住居権者の意思が対立する場合には、その全員の同意がなければ住居侵入罪の成立は否定されない。
 - III. II の見解を原則としつつ、複数の住居権者の意思が対立する場合には、住居に現在する住居権者の意思が住居に現在しない住居権者の意思よりも優先される。
1. 夫婦である X と A が同居する住居につき、夜遅くに友人 Y を連れて帰って来た X が、A の反対を押し切って Y と共に当該住居に立ち入った場合には、I の見解からは Y に住居侵入罪は成立しない。
 2. 夫婦である X と A が同居する住居につき、夜遅くに友人 Y を連れて帰って来た X が、A の反対を押し切って Y と共に当該住居に立ち入った場合には、II の見解からは Y に住居侵入罪が成立する。
 3. 夫婦である X と A が同居する住居につき、夜遅くに X が A の反対を押し切って自ら当該住居に立ち入った場合には、II の見解からは X に住居侵入罪は成立しない。
 4. 夫婦である X と A が同居する住居につき、X も A も不在中に、X が愛人である Y に電話で連絡して当該住居に立ち入らせた場合には、III の見解からは Y に住居侵入罪が成立する。
 5. 夫婦である X と A が同居する住居につき、A が不在中に、在宅中の X が愛人である Y を招き入れた場合には、III の見解からは Y に住居侵入罪が成立する。

問題 27

親族間の犯罪に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. X は、同居の兄 A から腕時計を窃取した。この場合、当該腕時計は、盗品等に関する罪の客体にならない。
2. X は、内縁の妻 A から現金を窃取した。この場合、X は、刑を免除されない。
3. 家庭裁判所から孫である未成年者 A の後見人に選任された X は、未成年後見人として管理する A 所有の金銭を横領した。この場合、X は、刑を免除されない。
4. X は、祖母 A の家を訪れ、A を包丁で脅してその反抗を抑圧し、現金を奪った。この場合、X は、刑を免除されない。
5. X は、子 A が占有し、B 社が所有するパソコンを窃取した。この場合、X は、刑を免除されない。

〔参照条文〕 刑法

(親族間の犯罪に関する特例)

第 244 条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第 235 条の罪、第 235 条の 2 の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2～3 (略)

(準用)

第 255 条 第 244 条の規定は、この章の罪〔第 38 章 横領の罪〕について準用する。

問題 28

つぎの【事例】における X の行為について、以下に掲げる犯罪のうち成立しないものの組み合わせとして正しいものを 1 つ選びなさい。

【事例】

ある日、X は、残高が 5 万円あまりであった自己の預金口座に、A が誤って 30 万円を振込送金したことに気がついたが、そのことを銀行に届け出ることなく、現金自動預払機 (ATM) で、キャッシュカードを用いて 10 万円を引き出して費消するとともに、さらに 20 万円を自己の債務の弁済として B の預金口座に振込送金した。

次の日、X は、道端に落ちている C の財布を見つけたが、警察等に届け出ることなく領得し、ATM で、C のキャッシュカード、および、免許証記載の生年月日から推測した暗証番号を用いて、15 万円を引き出して費消するとともに、さらに 30 万円を自己の預金口座に振込送金した。

- ア. 窃盗罪 イ. 遺失物等横領罪 ウ. 委託物横領罪 エ. 詐欺罪
オ. 電子計算機使用詐欺罪

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 29

横領罪（刑法 252 条 1 項）に関するつぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. X は、自己所有の土地（本件土地）について、A からの借金の担保として A のために抵当権を設定したが、抵当権設定登記がなされる前に、B に本件土地を売却して所有権移転登記を了した。売却前の本件土地の所有権は X にあったので、X の行為に横領罪が成立する余地はない。
- イ. X は、自己所有の土地（本件土地）を A に売却し代金を受けとったが、所有権移転登記がなされる前に、本件土地について、B からの借金の担保として B のために抵当権を設定してその旨の登記を了した。抵当権を設定しても本件土地の所有権が B に移転するわけではないので、X の行為に横領罪が成立する余地はない。
- ウ. X は、第三者に対する貸金債権（本件債権）を A に譲渡したが、その対抗要件が具備される前に、B に本件債権を譲渡してその対抗要件を具備した。客体が貸金債権なので、X の行為に横領罪が成立する余地はない。
- エ. X は、A から商品の買付依頼を受け、そのための資金として現金 100 万円を A から預かり自宅の金庫で保管していたが、全額を競馬に使ってしまった。民法上、金銭の所有権は金銭の占有者に帰属するので、X の行為に横領罪が成立する余地はない。
- オ. X は、A から商品の買付依頼を受け、そのための資金として現金 100 万円を預かり、それを保管するために、A の許可を得て、B 銀行で X 名義の普通預金口座（本件口座）を新たに開設し全額を預金した。しかし、X は、愛人に貢ぐために、現金自動預払機（ATM）を使って本件口座から全額を引き出した。客体が預金債権なので、X の行為に横領罪が成立する余地はない。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 30

つぎの【事例】に関するア～エの記述の正誤について、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

A 神社は本殿と社務所と両者を接続する回廊から成り、それらはすべて木造である。社務所にのみ人が居住するための設備がある。日中は、職員が本殿と社務所の間を頻繁に行き来し、夜間には、通常、A 神社の職員 1 名が宿直に当たり、社務所で執務をするほか、敷地を巡回し、社務所で就寝することになっていた。

X は、A 神社の元職員であり、上記事実をすべて認識している。

ア. X が、夜間、A 神社の社務所に放火し、A 神社の建造物すべてが焼損した。X が、A 神社がたまたま無人であるときを狙って放火したとしても、現住建造物等放火罪（刑法 108 条）が成立する。

イ. X が、夜間、A 神社の本殿に放火し、本殿のみが焼損した。X が、本殿に人がいないことを確認して放火したとしても、現住建造物等放火罪が成立する。

ウ. X が、夜間、A 神社の本殿に放火し、本殿のみが焼損した。X が、本殿に人がいないことを確認し、かつ、当日の気象条件などから社務所には延焼しないと思っていた場合には、非現住建造物等放火罪（刑法 109 条 1 項）が成立するにとどまる。

エ. X が、夜間、A 神社の本殿のすぐ傍に駐車されていた B の車に放火し、同車を焼損させ、さらに本殿にも延焼する危険が生じた。X が、当日の気象条件などから A 神社には延焼しないと思っていた場合には、建造物等以外放火罪（刑法 110 条 1 項）が成立するにとどまる。

1. アのみが誤っている
2. イのみが誤っている
3. ウのみが誤っている
4. エのみが誤っている
5. ア～エはすべて正しい

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院，年次，未修・既修の別，入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号，氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため，その分析に必要な範囲内において，受験番号ごとの属性情報と成績を，8年間保管します。なお，この比較分析において，受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は，各法科大学院に提供され，必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は，各法科大学院で異なります。